**洪水に備えて**

**災害時要援護者施設（医療施設等を除く）用**

**洪水時の避難確保計画ひな形**

**施設名**

**令和　　年　　月**

本計画は、以下の場合以外は修正計画を川崎市へ提出する必要はございません。

受付登録した計画と共に、施設側の計画を最新の内容にしておいてください。

　　　　　１　施設名の変更

　　　　　２　住所の変更（住所表記の変更は含みません）

　　　　　３　連絡先の変更（電話、ＦＡＸ）

　　　　　４　避難時期・避難場所の変更

１　計画の目的

（１）計画の目的

この計画は、水防法第１５条の３第１項に基づくものであり、「○○（施設名）」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

（２）計画の修正

　　 必要に応じて、計画の見直し・修正を行う。

２　計画の適用範囲

（１）この計画は、「○○（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用する。

（２）施設の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 延べ床面積　※１ | 人　　　　　数 | 構　造※２ |
| 平日 | 休日 |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 地上１階 | m2 | m2 | 昼間約　　名 | 昼間約　　名 | 昼間約　　名 | 昼間約　　名 | 鉄骨鉄筋コンクリート鉄筋コンクリート木造、プレハブ、軽量鉄骨その他(　　　　)○階建ての○～○階を使用　※３ |
| 地上２階 | m2 |
| 地上３階 | m2 | 夜間約　　名 | 夜間約　　名　　 | 夜間約　　名 | 夜間約　　名 |
| 地上４階 | m2 |

※１　使用している階及び合計の延べ床面積を記入してください。

※２　施設の構造で該当するものを囲ってください。その他の場合は（　）内に構造を記入してください。

※３　入居者は〇～〇階を使用している。

３　施設の洪水リスクの確認

「○○（施設名）」の洪水リスクは次の様に見積られている。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象河川洪水リスク | 多摩川 | 鶴見川 | ○○川 |  |
| 想定浸水深 | ○～○m未満 |  |  |  |
| 浸水継続時間 | ○○未満 |  |  |  |
| 氾濫流区域内 | 入っている |  |  |  |
| 河岸侵食区域内 | 入っていない |  |  |  |

４　防災体制

（１）次の目安により必要に応じて防災体制を確立する。

（早期の避難が必要な施設の場合（例：立ち退き避難が必要な場合、屋内安全確保(垂直避難)は可能だが施設利用者をご家族に引渡す場合など））

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体制区分 | 体制確立の判断時期 | 活　動　内　容 | 対応要員 |
| 平常時 |  | ・避難確保計画・緊急連絡網等の更新・資機材・備蓄品の点検・整備・防災教育・訓練の企画実施 | 施設管理者等（代行者） |
| 統括・情報班 |
| 避難誘導班 |
| 注意体制 | 【警戒レベル１】・大雨又は台風に関する防災気象情報発表・早期注意情報（警報級の可能性）発表　等 | ・防災体制・施設職員の参集判断・通所型施設の事前休業の判断（検討） | 施設管理者等（代行者） |
| ・防災気象情報等の情報収集・伝達 | 統括・情報班 |
| 警戒体制 | 【警戒レベル２】・大雨洪水注意報発表・○○川(△△水位観測所)氾濫注意情報発表　・○○川氾濫注意水位情報の発表　等 | ・防災体制・施設職員の参集判断 | 施設管理者等（代行者） |
| ・洪水予報・避難に関する情報等の収集・伝達・施設利用家族への連絡 | 統括・情報班 |
| ・使用する資器材の準備 | 統括・情報班避難誘導班 |
| ・施設利用者への説明・施設利用者移動手段の確保・周辺住民等への事前協力依頼 | 避難誘導班 |
| 非常体制 | 【警戒レベル３】・高齢者等避難の発令・大雨洪水警報発表・○○川(△△水位観測所)氾濫警戒情報発表・○○川避難判断水位情報の発表・危険の兆候を確認　等 | ・防災体制・施設職員の参集判断・通所型施設の臨時休業の判断・避難の判断 | 施設管理者等（代行者） |
| ・避難場所の開設状況の確認・避難を行う際の区役所等への連絡 | 統括・情報班 |
| ・利用者の避難誘導・施設利用者の引渡し | 避難誘導班 |

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

（避難に長時間かからない施設の場合(例：屋内安全確保(垂直避難)が可能で、施設利用者をご家族に引渡さない場合など)）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体制区分 | 体制確立の判断時期 | 活　動　内　容 | 対応要員 |
| 平常時 |  | ・避難確保計画・緊急連絡網等の更新・資機材・備蓄品の点検・整備・防災教育・訓練の企画実施 | 施設管理者等（代行者） |
| 統括・情報班 |
| 避難誘導班 |
| 注意体制 | 【警戒レベル１】・大雨又は台風に関する防災気象情報発表・早期注意情報（警報級の可能性）発表　等【警戒レベル２】・大雨洪水注意報発表・○○川(△△水位観測所)氾濫注意情報発表・○○川氾濫注意水位情報　等 | ・防災体制・施設職員の参集判断・通所型施設の事前休業の判断（検討） | 施設管理者等（代行者） |
| ・防災気象情報等の情報収集・伝達 | 統括・情報班 |
| 警戒体制 | 【警戒レベル３】・高齢者等避難の発令・大雨洪水警報発表・○○川(△△水位観測所)氾濫警戒情報発表・○○川避難判断水位情報発表　等 | ・防災体制・施設職員の参集判断 | 施設管理者等（代行者） |
| ・洪水予報・避難に関する情報等の収集・伝達・施設利用家族への連絡 | 統括・情報班 |
| ・使用する資器材の準備 | 統括・情報班避難誘導班 |
| ・施設利用者への説明・施設利用者移動手段の確保・周辺住民等への事前協力依頼 | 避難誘導班 |
| 非常体制 | 【警戒レベル４】・避難指示の発令・○○川(△△水位観測所)氾濫危険情報発表・○○川氾濫危険水位情報発表・危険の兆候を確認　等 | ・防災体制・施設職員の参集判断・通所型施設の臨時休業の判断・避難の判断 | 施設管理者等（代行者） |
| ・避難場所の開設状況の確認・避難を行う際の区役所等への連絡 | 統括・情報班 |
| ・利用者の避難誘導 | 避難誘導班 |

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

（２）班構成

班構成及び各班の要員は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 班　　名 | 昼　　間 | 夜　　間 |
| 施設管理者等 | 施設管理者の職名又は名前（代行者：　　　　　　　　） |
| 統括・情報班 | 担当する職員の職名又は名前 | 担当する職員の職名又は名前 |
| 避難誘導班 | 担当する職員の職名又は名前 | 担当する職員の職名又は名前 |

注：班員が複数いる場合は班長を指名してください。

（３）外部連絡先一覧

　　　外部の連絡先は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 機　関　名 | 連　　絡　　先 |
| ○○区役所 | ○○区××１－２－３　　Tel 000-0000 |
| 消防署 |  |
| 警察署 |  |
| 小学校 |  |
| 中学校 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（４）施設内の緊急連絡網

　　　施設内の緊急連絡網は、「〇〇（施設名）の緊急連絡網」によるものとする。

５　情報収集及び伝達

（１）情報収集

　　ア　収集する情報

（ア）洪水に関する防災気象情報（気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、気象

警報・注意報、洪水予報・河川水位到達情報など）

（イ）行政機関からの情報（避難場所の開設、高齢者等避難、避難指示などの避難に

関する情報など）

　　イ　収集手段

（ア）「メールニュースかわさき」に登録して川崎市からのメールを受け取る。

（市内の防災、気象、災害等に関する情報）

　　　メールニュースかわさきの登録者は次のとおりである。

①　　　　氏名　　　　（　　　所属（部署）　　　）

　　　　　　②　　　　氏名　　　　（　　　所属（部署）　　　）

　　　　　　③　　　　氏名　　　　（　　　所属（部署）　　　）

（イ）緊急速報メールを受信する。

（高齢者等避難、避難指示等の発令に関する情報、多摩川・鶴見川の洪水予報な

ど）

（ウ）川崎市からのＦＡＸを受信する。

（高齢者等避難、避難指示等の発令に関する情報）

（エ）川崎市HP「防災ポータルサイト」を確認する。

（市内の災害に関する緊急情報や被害情報、避難に関する情報など）

（オ）テレビ、ラジオ等から情報を収集する。

（カ）防災行政無線（サイレン）に注意する。

（高齢者等避難、避難指示等の発令に関する情報など）

（キ）気象庁HP「防災情報」の「気象防災」を確認する。

（早期注意情報（警報級の可能性）・気象警報・注意報、洪水予報・河川水位到達

情報、など）

（ク）施設周辺等の状況を目視で確認する。

ウ　停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話の活用が重要になるので、これに備え

て、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

（２）情報伝達

【立ち退き避難の場合】

ア　洪水に関する防災気象情報、行政機関からの避難に関する情報等が発表された場

　　合

「施設内緊急連絡網」に基づき、施設内関係者間で情報共有する。

イ　 警戒体制から非常体制に移行するおそれがある場合

（ア）「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行した場合には○○へ避難し、施設利用者の引渡しを速やかに行う。」旨を連絡する。

（イ）所管する区役所（所管課）及び協力を得られる周辺住民にも同様に連絡する。

ウ　非常体制に移行し、避難する場合

（ア）所管する区役所（所管課）に「これより、○○に避難する。」旨を連絡する。

（イ）「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行し、○

○へ避難する。施設利用者引渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。

エ　避難を完了した場合

（ア）所管する区役所（所管課）に避難が完了した旨を連絡する。

（イ）「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「避難が完了。これより○○において施設利用者引渡しを行う。」旨を連絡する。

【屋内安全確保（垂直避難）の場合】

ア　洪水に関する防災気象情報、行政機関からの避難に関する情

報等が発表された場合

「施設内緊急連絡網」に基づき、施設内関係者間で情報共有する。

イ　 警戒体制から非常体制に移行するおそれがある場合

（ア）「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行した場合には本施設において速やかに施設利用者の引渡しを行う。本地域が警戒レベル４（避難指示の発令、氾濫危険（水位）情報発表等）へ移行した場合は〇〇へ避難する。」旨を連絡する。

（イ）所管する区役所（所管課）及び協力を得られる周辺住民にも同様に連絡する。

ウ　非常体制に移行し、避難する場合

（ア）所管する区役所（所管課）に「これより、本施設において施設利用者の引渡しを行う。本地域が警戒レベル４へ移行した場合は〇〇へ避難する。」旨を連絡する。

（イ）「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行し、これより本施設において施設利用者の引渡しを行う。本地域が警戒レベル４へ移行した場合は〇〇へ避難する。」旨を連絡する。

エ　避難(施設利用者の引渡し)を完了した場合

所管する区役所（所管課）に避難(施設利用者の引渡し)が完了した旨を連絡する。

６　避難誘導

立ち退き避難とする。

(１)　避難場所

・避難場所は（　　　　○○　　　　）、（　　　△△　　　　）とする。

・避難場所への移動が困難な場合、本施設の○階に一時避難する。

(２)　避難経路

避難場所への避難経路は次のとおりとする。

※避難経路を記入した地図を作成し、貼付してください。

(３)　避難手段

ア　施設管理者等は実際に避難するときに備えて、施設利用者情報（名前、生年月日、連絡先、移動上の注意等）を整理しておく。

イ　施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

ウ　施設管理者等は、施設利用者の状況ごとにあらかじめ移動方法を定めておく。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設利用者の状況 | 移動方法 |
| （例）短い距離は歩行できる者 | （例）徒歩により玄関集合後、マイクロバスにて避難場所へ移動 |
|  |  |
|  |  |

屋内安全確保（垂直避難）とする。

(１)　避難場所

本施設の○〇階へ避難する。

(２)　避難経路

施設内のエレベーター及び○○階段とする。

ただし、停電のおそれがあるときにはエレベーターを使用しないこと。

※避難経路を記入した地図を作成し、貼付してください。

(３)　避難手段

ア　施設○○室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベーターの使用は車いす利用者を優先する。

イ　施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

７　避難の確保を図るための施設の整備

情報の収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材及び備蓄品については次の表のとおりとする。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 品目 | 非常持出 | 数量 | 保管場所 | 直近の有効期限（確認時期） |
| 情報収集・伝達 | （例）名簿、連絡網 | 可 | 1 | 事務室 | 令和××年　○月 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 避難誘導 | （例）懐中電灯 | 可 | 10 | 事務室、各室 | 令和××年　○月 |
| （例）車両 | 可 | 2 | 駐車場 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 備蓄品 | （例）お米 | 可 | 50Kg | 保管場所 | 令和××年　○月 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

８　防災教育及び訓練、報告

（１）防災教育

防災体制に関する次の事項を職員に教育し、情報伝達や避難などの重要性を理解させる。

ア　洪水リスクなどの啓発教育

（ア）最近発生した洪水災害の事例を教育する。

（イ）施設や避難経路沿いの洪水リスクを周知する。

イ　防災体制の周知

防災体制に応じた参集範囲、緊急連絡網、活動内容及び役割分担の教育を行う。

ウ　情報伝達体制

（ア）情報の種別

防災気象情報及び避難に関する情報の種類についての教育を行う。

（イ）情報の収集

防災気象情報及び避難に関する情報をどの様な手段で収集し伝達するか周知す

る。

エ　避難判断・避難手順など

（ア）避難の判断と重要性

洪水予報や高齢者等避難など避難の判断基準を教育する。

（イ）避難手順

実際に避難するときの役割分担などを周知する。

　　（ウ）施設利用者の引渡し

　　　　　引渡しの時期・場所・要領などについての教育及び家族などへの説明を行う。

オ　研修の実施月は、５月とする。

（２）防災訓練の実施

防災訓練を洪水災害に関する防災教育時期に合わせて実施し、情報伝達や避難誘導を実際に行うことで、本計画の運用に支障がないかの検証や確認をし、必要に応じて適宜修正を行う。

（３）訓練などの実施結果報告

　　　本計画に基づく訓練等を実施した後には、市へ訓練実施結果を報告する。

　　　詳細は手引きP20を参照。

９　自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）

（１）円滑かつ迅速な避難を確保するため、別添「○○施設自衛水防組織活動要領」に基づき、自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり教育・訓練を実施するものとする。

ア　毎年４月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として教育を実施する。

イ　毎年５月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

ウ　教育・訓練内容は、前項８「防災教育及び訓練」に準じて実施するものとする。

別添

○○施設自衛水防組織活動要領

（自衛水防組織の編成）

第１条 管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２ 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（１）統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（２）統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３ 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４ 自衛水防組織に、班を置く。

（１）班は、統括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（２）各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

（３）△△室（最低限、通信設備を有する場所とする）を自衛水防組織の活動拠点とし、統括管理者、統括管理者の代行者及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

（自衛水防組織の運用）

第２条 管理権原者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２ 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の施設職員の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３ 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（１）自衛水防組織の装備品は、別表２のとおりとする。

（２）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が○○○○に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表１

**自衛水防組織の編成及び任務**

|  |  |
| --- | --- |
| **統括管理者** | **任　　務** |
| ○○○○ | ・情報収集・伝達、警戒活動、避難誘導、浸水防止活動等について、各班に対し必要な指示や判断を行います。・平常時には、計画や自衛水防組織等の更新、資機材等の点検・整備及び訓練の企画等の指示を行います。 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| **統括管理者代行者** | **任　　務** |
| ○○○○ | 統括管理者が不在の場合、統括管理者の業務を代行して行います。 |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **総括・****情報班** | **役職及び氏名** | **任　　務** |
| 班長　○○○○ | ・自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録・洪水予報等の情報の収集・伝達・関係者及び関係機関との連絡 |
| 班員　○名　○○○○　○○○○　その他　〇名 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **避難****誘導班** | **役職及び氏名** | **任　　務** |
| 班長　○○○○ | ・避難誘導準備及び避難誘導の実施・未避難者、要救助者の確認 |
| 班員　○名　○○○○　○○○○　その他　〇名 |

別表２

**自衛水防組織装備品リスト**

|  |  |
| --- | --- |
| 班 | 装　　　　備　　　　品 |
| 統括・情報班 | 名簿（施設職員、利用者等）、施設内緊急連絡網情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）照明器具（懐中電灯、投光器等）など |
| 避難誘導班 | 名簿（施設職員、利用者等）、保護者緊急連絡網、誘導の標識（案内旗等）情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）懐中電灯、携帯用拡声器、携帯用ライフジャケット水、食料、医薬品、寝具、防寒具など |